

補足資料

60条証明申請に必要な添付図書一覧

便覧抜粋

8-1-14 開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請（規則第60条、細則第29条）

開発行為又は建築等に関する証明を受けようとする者は、「開発行為又は建築等に関する証明書の交付申請書」（付-37）に次の図書を添えて、許可権者に2部提出すること。

《添付図書》

順序	名 称	明 示 す る 事 項	備 考
1	位置図	・方位、敷地の位置及び周辺の公共施設	1/50,000
2	区域図	・開発区域の境界、敷地・建築物・周辺の公共施設の位置	1/2,500
3	現況図	・土地の現況を表示（表8-2を参照）	1/300
4	求積図	・土地の面積を算出	1/500
5	配置図	・開発区域の境界、建築物・公共施設・排水施設・緩衝帯・法面及び擁壁の位置・形状	1/300
6	建築物等の平面図	・建築しようとする建築物等の各階平面図（構造を明示）	1/100
7	建築物等の立面図	・建築しようとする建築物等の二面以上の立面図	1/100
8	計画概要書	・細則様式第28号に記入のこと。	付-38
9	その他知事が必要と認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・法第29条第1項各号及び法第43条第1項各号、法第34条各号に該当することの判断資料を添付すること。 ・都市計画法の許可等を受けた場合は、その許可、承認、検査済証等の写しを添付すること。 ・土地の登記事項証明書、公図の写し（転写場所、年月日、申請区域、縮尺を明示し、転写者が記名の上、法務局備付けの公図のとおり着色すること。）を添付すること。 	

留意事項について
（よくある補正事項）

- ① 申請書・計画概要書は、記載例をご参照の上、作成してください。（適合要件の記載方法など）
- ② 開発区域（確認申請敷地）の範囲を公図上で朱書きにより明示してください。
- ③ 切土・盛土がある場合は、「造成計画平面図・断面図」「土量計算書」等を添付してください。

$$H = (\text{切土量} + \text{盛土量}) \div \text{敷地面積} < 50\text{cm} \text{ の計算根拠}$$

- ④ 60条証明の場合、公図・土地の登記事項証明書は、登記情報提供制度による電子版でも可能です。